

説 明 資 料

〔議論の概要と今後の論点（国税）〕

令和 2 年 10 月 16 日（金）

財 務 省

国税における税務手続の電子化について

【1 電子申告(e-Tax)の状況】

- e-Tax利用率については、個人・法人とも近年堅調に増加傾向にある。
- 大法人については、令和2年4月1日以後開始する事業年度からは法人税等の電子申告が義務化。将来的には中小法人を含めた法人税等の電子申告割合100%を目指す。
- 所得税申告におけるe-Tax利用率は59.9%(令和元年度)。特にニーズの強い基本的な類型から国税庁HPの確定申告書作成コーナーにスマートフォン専用画面を開設、利用対象を順次拡大している。

【2 電子帳簿保存法関係】

- 電子帳簿保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。大企業では多く利用されているが、中小企業・個人事業者の利用は低調。その一方で、実態としては中小事業者(個人を含む)でも電子的に帳簿作成している者が相当程度の割合存在しているほか、雇用的自営と呼ばれる事業者も増加傾向。
- 生産性向上や正確性の観点からは電子的な領収書等の授受が望ましいが、紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大を行ってきている。

【今後の主な論点】

- ✓ 中小法人における電子申告の更なる利用率向上のため、高い税理士関与割合を踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、より効率的かつ効果的な利用促進策が必要ではないか。
- ✓ ①記帳水準の向上を図る観点から、電帳法の要件を満たす信頼性の高い記帳を推進していく一方で、②中小事業者への電子的な帳簿作成の広がりやギグワーカー等の増加に鑑みて、低コストの電子記帳の利用可能性(法的安定性の付与)を考える必要はないか。
- ✓ 紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度における信頼性確保のための要件については、紙原本によるチェックを極力縮小していきつつ、代替となる改ざん抑止措置を検討すべきではないか。

事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について

【1 個人事業者の状況】

- 個人事業者数は全体として減少傾向。特に小売、飲食業、理美容業などの伝統的自営業が減少。一方、フリーランスや副業など、確定申告を要する者は増加傾向。
- 個人事業者(事業収入を有する者)のうち、青色申告6割(正規簿記3割、簡易簿記3割)、白色申告4割。
- 白色申告者の9割以上は事業収入1,000万円以下の小規模事業者であり、約半数は60代以上の高齢者。
- 記帳・帳簿書類の保存は平成26年以降義務化されているものの、十分履行されているとは言いがたい。

【2 記帳水準向上の必要性とクラウド会計ソフトの発達】

- 適正な記帳は経営の効率化に資するなど、事業経営における日々の記帳の重要性が高まっている。また、個々の事業者の経営の効率化は社会全体の生産性向上にもつながる。
- 記帳水準の向上により、納税者自身が所得額と税額を正しく計算し検証できるようになるとともに、税務行政の効率化にもつながる。
- クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。

【今後の主な論点】

- ✓ 個人事業者全体の記帳水準について、ICT等の活用を通じて、どのように底上げを図るか。そのための環境整備をどのように図るか。
- ✓ 特に、現在、低い記帳水準(白色申告、簡易簿記・現金主義)にとどまっている個人事業者を、どのように上位の記帳水準(正規簿記)へと促すか。
- ✓ 中長期的な記帳・帳簿書類保存制度のあり方